



平成 30 年 11 月 9 日

豊川市政記者クラブ加盟社 各位

取 扱 注 意	
解 禁 日	テレビ・ラジオ 11月16日(金)午後5時以降
	新聞 11月17日(土)朝刊

三河国分寺跡の史跡追加指定について

国の文化審議会（会長 佐藤 ^{まこと} 信）は、史跡の指定について、11月16日（金）に文部科学大臣に答申する予定です。この結果、三河国分寺跡が官報告示の後に史跡の追加指定（面積：239㎡）を受ける見込みです。

1 史跡追加指定の内容等

種別	名称・所在地	追加指定場所	指定面積
史 跡	三河国分寺跡 豊川市八幡町地内	豊川市八幡町本郷9番3	追加指定面積 239㎡
			既指定面積 41,199.32㎡
			合計面積 41,438.32㎡

2 史跡追加指定の理由等

■三河国分寺跡

三河国分寺跡は、天平13年（741）、聖武天皇の詔により全国に造営された国分寺の一つであり、大正11年10月12日に国の史跡に指定されている。

三河国分寺跡には16世紀初頭に西明寺（八幡町寺前7）の末寺として再興されたと伝わる曹洞宗の国分寺（現国分寺）が所在し、境内には国分寺あるいは国分尼寺で使用されたと考えられる銅鐘（国指定重要文化財、平安時代初頭）がある。



① 今回の追加指定地付近の現況

三河国分寺跡においては、昭和 39 年度から平成 23 年度までに計 16 回の発掘調査が実施され、金堂・講堂・回廊・南大門・塔・築地塀跡などがみついている。今回追加指定される土地付近は未調査ではあるが、過去の調査で確認された北面築地の西延長線上にあたり、三河国分寺の伽藍地内に含まれると想定されることから、遺構の保護及び三河国分寺跡全体の保全と活用を図るために必要な箇所である。

3 参考となる事項

三河国分寺跡

大正 11 年 10 月 12 日 国史跡に指定

銅鐘

大正 11 年 7 月 15 日 国指定重要文化財に指定



②昭和 63 年の調査により確認された
北面築地の遺構



③塔跡に残る礎石



現国分寺の鐘楼（銅鐘：国指定重要文化財）



三河国分寺創建瓦

【お問合せ先】

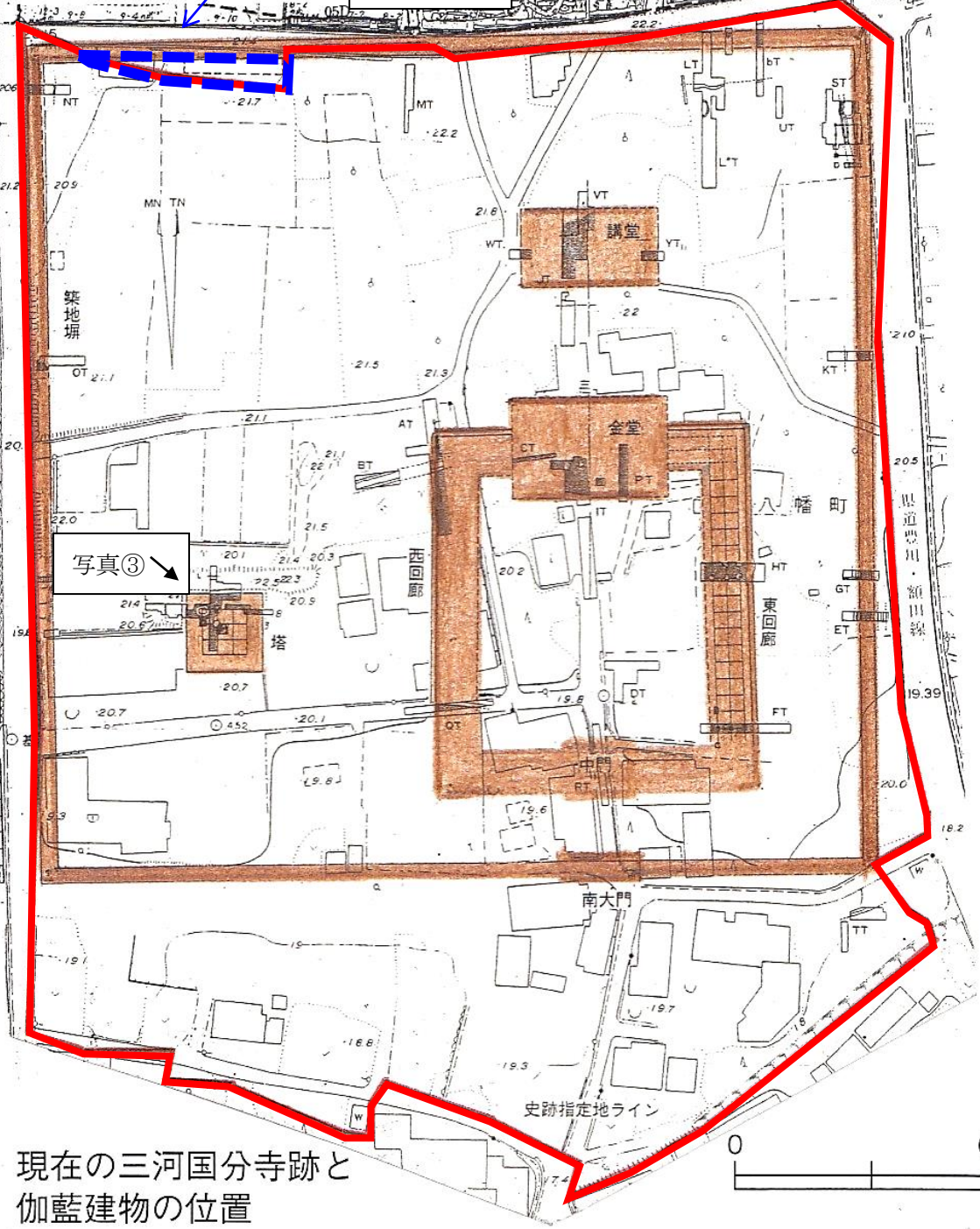
豊川市教育委員会 生涯学習課 文化財係 細井・天野
TEL:0533-88-8035 Eメール:gakushu@city.toyokawa.lg.jp

今回追加指定する
範囲

写真①

写真②

写真③



現在の三河国分寺跡と
伽藍建物の位置